

# 半世紀後の憲法

吉本隆明×加藤典洋×竹田青嗣×橋爪大三郎

## ●本質的言語で読む

加藤 さて、第一部に引き続き、ここで吉本さんに来ていただき、これから第二部に入るわけですが、はじめに僕のほうから吉本さんに今回の経緯を簡単に話しておきます。この企画は、この雑誌の編集委員をしている僕のほうから竹田さんにお願ひし、コーディネイタになってもらう形で準備しました。憲法についてはいろいろと議論もあったし、今もあるわけですが、そういうものが僕にとってはどうも面白くない。今までの議論をいったん外したところから、一度考えてみたいと思いました。

そういうことからいうと、竹田さんは在日韓国人で、憲法の埒外にいる。お聞きしてみると、竹田さん自身、いままですんなりに憲法に関心がないということです。そういう人の手で、そういう場所から憲法を考えるとしたら、どんな順序になるんだらう、こういう企画が今自分にとって一番有益なものだ、というようなものを竹田さんに助けられ、考えられるんじゃないかと思いました。橋爪さんは、『冒険としての社会科学』という本を書かれていて、その中で憲法についてか

なりつつこんだ考察されている。まず、憲法というものがどんなものかを、考えてみたい、という竹田さんの発意で、これを竹田さんが橋爪さんと話し合う。それに僕も加わる。第一部の話がそんな形で終わっています。ついで、半世紀——正確にはまだですが——をへようという日本の憲法について吉本さんをお迎えし、四人で考えてみたいのですが、これは戦後の憲法について今一番お話を聞いてみたい人が吉本さんであるという、主に僕の願望によっています。それについては後で触れたいと思います。

竹田 第一部の話を僕から簡単に要約して言いますと、まず、憲法が何であるかについてのいちばん分りやすい標識は、法律は権力者がいてそれを一般市民に守らせるのに対して、憲法というのはむしろ一般市民の側が、法律を守らせる権力をもっている人間に対して、これを守れというものであるということ。つまり、一般の市民は法律によっては罰せられるけれども、憲法によっては裁かれぬ。憲法によって裁かれるのは、法律を施行している人間だけであるというのが橋爪さんの考えで、僕には最もスッキリした定義だと思えました。もちろん憲法と法律は全然別のものであるというわけであり

ませんが、そう理解すると、法律に対する法律、メタレベルとしての法律だというより、分りやすい。

次に、憲法の起源としては、歴史的には、まず始めには、ユダヤ教の神との契約があり、それが超越的な言葉として残って、契約によって社会を運営していくという憲法の考え方の土台となった。それから近代になって、それまでルールを作るものは何らかの権威を持ち、その権威によって権力を与えられていると考えられていたものが、初めて超越的な権威を取り払われた。つまり、市民および民衆の意志しか権威の源泉になることができないという考え方が生まれて、近代的な社会契約という考え方が出てきた。これについては、ルソーおよびヘーゲルからの思想的な流れが重要な役割を果たした。

このふたつが大きな柱で、あとは細かなことになるんですが、憲法は、社会の成員がルールを決めて、そのルールのもとにすべての成員が対等だという考えが前提となるということです。それから、日本国憲法の正当性について、例えば、正当な手続きをふんでいないとか、もともと大日本帝国憲法のほうが正當なんだといういかたもあるけれど、このような形で成立の経緯を具体的に問うことにそれほど大きな意味はない。だがどのような仕方で作ったにせよ、それが存続してしまっているという事実を起点にして、むしろ現行のあり方にどんな問題があるのか、これを作り替えるのに意味がある

のかと考えたほうがいい。

また、人々が憲法について考えるメリットはなにかということについては、論点がいくつか出て、一つは、これまでの日本社会というのは、ぼんやりとした取決めやなんとなくの心理的機制があつて、はっきりとしたルールなしにやっていると、あるいはルールなんてないほうがいいのではないかと感じるがあつた。けれども、資本主義社会というものが高度化するにつれて、ルールとかそのルールを守るための最低限の権力についての問題を考えざるをえなくなってきているのではないか。また、対外的には冷戦構造が終わったあと、いったい世界の秩序はどうなるのか、誰がルールを考えるのか。そういうことに対して、まず自分の国の憲法について考えないと、自分の存在について輪郭をえがけないのではないか。非常に大雑把ですが、だいたいそんな話が話題として出たと思います。

吉本 僕のほうから質問していいですか。お話を聞いていると、憲法は、市民の側から出てくるのが本来的な姿だということのようです。だけど、いっこう僕は自分から憲法に対する意識は出てこないです。つまり、ぼくは憲法がなくなつてあつたってそんなの知らないし、それで日常生活には特別なにも不自由はない。自分のほうから、そういう大枠の、国法というか、国権の方向を規定する法律が必要だという欲求

は、正直言って、ない。そういう問題はどうなるんでしょうか。日本の民衆の大部分がそうじゃないかと僕は思うんですが。

竹田 僕もそうだと思います。

吉本 そうすると、ものすごく考えちゃうんですね。日常生活に関係ないとはいっても、今の日本には、厳正な憲法というものがあって、やはりそれを読む。けれども、それを読むときには、どうしたって知識的に読むわけです。それも、どれだけ根拠があるかは別にして、自分なりの理念があって、理念と知識で憲法を読んです。そうすると、ここは面白くないとか、ここはもつとなんとかならないかということが出てくる。だから、憲法を云々するというのも、それなりにそういう姿勢と場所をとれば、できないことはないと思うんです。

ところが、日本古来の法、つまり、伊藤博文が憲法を輸入して来る以前の、聖徳太子の十七条の憲法でもいいし、鎌倉時代の御成敗式目でも、徳川幕府の武家諸法度でもいいんですが、そういったものは、要するに土俗的といったらいんでしょうか、情念のどろどろしたようなやつが、条項から消えていかない。文句や言葉からだって消えていかない。情念を含めた倫理みたいなものが常につきまとうわけです。大昔から、日本人、日本国はそういう掟というよりは、決意とし

とかどろどろしたもので全部を含めていうとすると、これが問題になってきます。

つまり、知的にといったらおかしいですけど、頭のなかで理念的に憲法を読むと、一番ひっかかるのはここなんです。こういうのを置いておくっていうのはどういうことなんだと、こういう言葉が憲法に入っているのが不思議でしょうがないです。とくに象徴という言葉がとて曖昧なものもっています。だけど、情念的なものを守ってきた日本人が、「天皇は神聖にして侵すべからず」と置き、次に、「天皇は国民統合の象徴だ」と置いてあるのは、なんとなく理由はわかる気がするんです。そして、情念的といいますか、僕らが一番いかけたのもそれなんです。

僕が、知識のほうに自分を集約させていっても、情念のほうに集約させていっても、否定的にも肯定的にもひっかかる、とにかく両方から一番ひっかかるのがここだというのは間違いないことなんです。つまり、ひっかかるということとで、ひっかかる。考えちゃうということなんです。そんなのとっちゃえ、とっちゃえと、僕の知識とか理念は思うわけ。僕が憲法を書くとしたら、とっちゃいますよ。それは間違いないと思うんです。

僕はこの憲法の成立の経緯というのは、マッカーサー軍政局が草案を作って、日本の憲法学者が承認したとか、政府が

かしいようがないような、そういうものしかつくってこなかったんですよ。

ところが、それから、急に明治憲法に飛びますね。明治憲法は、少なくとも近代的な言葉、法的な言葉です。論理的な言葉でもいいんですが、それは倫理とか情念を排除した言葉だから、その飛んじやったときのギャップの著しさというのは、覆えないものがあります。ものすごい言葉のギャップだと僕は思う。それだから、僕らは、憲法なんてあったってなかつたって普段はなんの不自由もないし、ひっかかるとこんなもないよということになっちゃうと思うんですね。

そんな明治憲法の中でどうやって日本人は生きていたのかといったら、ただ一つ、「天皇というのは神聖にして侵すべからず」という条項があって、ここが唯一、どろどろした情念というか、そういうものが含まれているわけです。戦後憲法でいえば、「天皇は国民統合の象徴だ」という言葉。これは本当いうと、法律の言葉にはならんんじゃないかと思うけれども、そういうところにわずかに情念的なものが入っている。

これだって別に、普段天皇なんて意識して生活してないですから、そう書いてあったって、ないと思えばなんでもない。天皇とは無関係に、日本の社会は高度資本主義社会だ、と言ってしまえばそれで済んじゃう。だけど民衆の中の情念承認したとか、そういう経緯はあるんでしょうが、よく知らないんです。けれど、新聞記事とか、戦争が終わってすぐの実感で言いますと、天皇は神聖にして侵すべからずというのが、敗戦でなくなっちゃうということに対しては、ものすごく抵抗があった。つまり、きのうまでそれでつっぱしっていたわけですから。大部分の人にとってそれが取られちゃうのは、ものすごい不安だったし、不当であるという感じがあった。だから、国民統合の象徴という言葉にして、残してあるということには十分根拠があると思います。

それから、僕らはオールド・リベリストとよんでましたけれど、戦争中はかなりの程度、軍国主義的なもの、あるいは天皇主義的なものに対して批判的なリベリストはいたわけですね。ところが敗戦直後になると、その人たちも、やっぱり象徴でもなんでもいいから、その条項を消す案はやめようじゃないかと言いだした。それを守らないと安定感がないということなんです。年をとった大知識人たちもそうでした。だから、僕はそれも不思議でしょうがない。

竹田 今のお話は、要するに、僕らの議論は、いわば西欧的な文脈から憲法というものを考えて、社会契約を基本としてどんなメタレベルの権威もないと、それを憲法の基本概念としておいた。ところが、吉本さんの考えでは、憲法というのは、理念として提示される側面と、いわばその国家の共同

幻想としてはじめて成立している問題があつて、いったいその後者の側面はどうなるんだと言われていると思うんですが。吉本 まあ、そうですね。

加藤 僕が、なぜ吉本さんにお話をうかがおうかと思つたかを、いまお話されることと関係があるような気がするの、一応、お話ししてみます。吉本さんと僕とはだいぶ来歴が違うけれど、しかし、僕にもさっき吉本さんがいわれたように、ふつうそんなことは考えてないということがあつて、だけど、そのふつうそんなことを考えてないよという気分を離れて、憲法について話したら、終わりだなつていう感じがあるんですね。それで、自分の場合のそういう気分の作られ方を、話してみたいと思います。つまり、今回、この特集で憲法をとりあげようと思つた、僕の個人的な理由ですね。

これは、一部、第一部での話と重なりますが、僕には、数年前まで、どこか左翼的な心情があつて、国家とか社会にたいして、否定的な気持ちが強かつたわけですね。社会は関係ないっていか、いやだつていか。そうすると、憲法は国家とか社会とかいうものの上に積み上がつていいる考えなので、憲法について考えるということは、国家とか社会を認めるることとなるという感じがして、そんなことは関係ねえやつていう気分が学生の頃からずっときたわけです。そういう気分が、自分のほかりはちよつとよかつた。ところが、

由にしたくないと思つた。なんでそういう気がしたかという、その護憲とか言つて連中は、いままで平和憲法なんて関係ねえやつていつてきた連中だつたわけです。いままですつかりばかにしてきて、物置に片づけていたはずの古ぼけたやつをまっさきにもつてきて、急に床の間に飾つて、これは先祖伝来の家宝でと、やつた。急にこれはおれのなんだ、それははずい。怠慢だつていか、醜い。こんなところで使うやつて、そんな感じがまずいんですね。だから、僕は憲法みたいなことを禁じ手にして平和について考えないと、少なくともぼくが七十年代からやつてきたことの延長で考えたことにならないと思つた。

それから、そのちよつと一年後くらいに、いまいる大学で、平和主義の代表的論者の一人である坂本義和さんが総合講座という集団講義があるのですが、それをコーディネート

イヤになつても戦え！ もう逃げるところはないんだ！ 阪神大震災、ゴーマニズム宣言、大江健三郎、愛知いじめ少年自殺事件、ピンク映画、完全自殺マニュアル……衝撃の事件を標的に、「怪獣使いと少年」の著者が放つ渾身の世紀末批判論！

## お前がセカイを殺したいなら

切通理作 四六判上製・一九〇〇円(税込)

乾直明 A5判・二〇六〇円(税込)  
ザッツ 外国テレビ映画 35年のすべて  
TVグラフィティ

お茶の間がTVに熱狂していた時代！放送章創期からの35年間にわたるテレビ映画のすべてを網羅する待望の一冊。あらゆる世代を超えてノスタルジーのうちに時代の感性を蘇らせる！

## 踏み越える キヤメラ

わが方法、アクション・ドキュメンタリー  
原一男 7月刊・二〇六〇円(予価)

フィルムアート社  
東京都新宿区三栄町10番地  
☎03(3357)0283 Fax.03(3357)0679

七、八年くらい前から、僕の感じでは、そういうふうなものを考えないで済んでるということが、なんか得してるっていか、どうでもいいやつていいながら、結構ほかの人間よりも別の逃げ場、もう一つ隠れ家があるみたいなきぶんができて、それがだんだん自分でもいやに思えてきたんです。要するに、僕は、社会とかなんかつていふのを考えないできたわけ、それは社会なんてことよりもっと本質的なことを僕がもつていたからですね。でも、いまはそういうものはない。若い人は僕のもつてきたような窪み、日蔭がないから、この社会の日差しにさらされてい、日蔭をもつていいる自分が特権者のように感じられてきたんです。それで、自分にそういうことを考えさせることが、なんか今まで使つていなかった筋肉を使うというか、自分にとつてはちよつとつらいリハビリというか、そういうことをしてみたくなつた。

そういうなことを感じるようになったのは、八十年代の終わりくらいだと思つんですが、その頃ちよつと湾岸戦争があつた。そのときに、いろんな連中が平和憲法を守れだとか、護憲だとか言ひだした。僕にとつての湾岸戦争の意味は、憲法とかなんかという項目なしに、戦争とはなんなんだと、おまえはどうするんだと、言葉じゃなくてね、身体的に直接そういうものに触れた機会だつた気がするんです。そのとき、憲法を持ち出してもしようがないというか、憲法を理

して、その講座を二回だけ引き受けることになつた。僕の授業の題は「日本とアメリカ」ということだつたけれど、その全体の題が「人間と平和」だつたんです。で、僕は平和ということについて、それまで人にしゃべつたことがなかつた。平和という言葉すら口にしたくないと思つていた。すごく恥知らずな感じがあつて、そんなものが言うのも聞きたくないし、自分もいたくない。だけど、前の年に湾岸戦争があつて、それで前にいつたみたいなきぶんもあつたもんですから、「平和」ということを学生にしゃべるとしたら、いったいどういふふうになるだろうといういろいろ考えてみた。だけど、とても平和についてというのはしゃべれない。そのときのレジュメがいまもあるんですが、結局、タイトルが「平和」という言葉は、なぜこんなにもカッたるのか」というのだったんですね。自分にとつて、それがもしカッたるくなく

なるとしたらどういふケースが考えられるか。教壇の前のほうには二十歳くらいの若い人が百人くらいいる。そういう人に話すときの話し方が、どういふシチュエーションなら本気になるのか。そして自分と社会や法との関係が、糸電話の糸がたるんでるようになっていて、だから聞こえないし、自分にとってあってもなくてもいいと感じるんだと思っただろうか。なんていままの憲法にまじめにつきあう気がしないのか。で、学生にこう言いました。自分は、いまの憲法は一回、国民投票みたいな試験に会う必要がある、火にかけられなければダメだと思っただろう。実際、日本国民は一度もこれを自分では選んでいない。こう言う自分がそうだ。だから、「関係」がない。国民投票をすることにして、そしてこうして教壇に立ったら、やっぱり、平和原則というのは、これはあったほうがいい、こういう自分の考えを学生にどう伝えようかと真剣になると思う、と。そうでもない、と、やっぱりとても恥ずかしくて平和なんて口にできない、これは実感だったわけだ。で、国民投票の結果、九条がなくなっても、今度はそれを回復強化する運動をやればいいわけで、投票の結果はそんなに重要ではないんです。死にかけのダメな憲法を守るより、平和を生き生きと問題にできることのほうが数等大事だし、憲法との関係を生きたものに保つことのほうが僕

にとつては数等大事なんですね。これははっきりしてきます。とにかく、そうすることが、自分と社会の関係の糸をピンとはるため必要だ、そう思っただけです。

それで、これまでの憲法論が自分になぜばかばかしく感じられたのかなと、そのあと考えてみたんですね。読んでみていちばんまずいと思ったのは、そういうことを議論する理由が自分のどこにあるのか、いまこんなことを話題にするのになんか意味があるのかということ、だれかに考えてもらおうというか、あるいは考えなくてもわかっていると脇へ置いて、そのつぎから始めてるということだった。だいたいの人が、今憲法を論ずる理由を、一九五〇年あたりにできた理由にまかせちゃってるわけだ。もしそうだとしたら、少なくともそれを認めた上でやるのが当然で、僕はそうじゃなければ恥ずかしいと思うけれど、全然そういうこともやられてなくて、それは、欺瞞じゃないかっていう感じがした。それから、さきほど吉本さんも言われたような、生活の場面からの照り返しというものもない。

で、なぜ吉本さんのお話をうかがいたいと思ったかということ、湾岸戦争の時、総雪崩式に日本の言論人が憲法第九条を思い出し、埃を払い、この掛け軸を床の間に飾りはじめたわけです。そういう時、吉本さんなら、この問題に対して、どんなことを言われるかなと思っただけなら、書かれたものの中

で「平和憲法」ということを言われた。僕はなんか違和感があった、「えっ」と思ったんですね。詳しく読むとその言われ方は、だいたい他の人とは違っている。とはいえ、これはどういうことだろうと思っただけ、了解しにくいものが残った。こういう反応が僕だけのものではないことは、あとで、小浜逸郎さんが『別冊宝島』何かで似た感想を書かれてるのを読んだ、知りましたが、その後、余りこのこと質問する人がいないので、お尋ねしてみたかった。吉本さんの憲法への言及というのは、いま吉本さんの著作が全部はいつている電子ブックがあって、「憲法」という項目で検索すると、いままで吉本さんが憲法について言われてきたことが一覧できたりすると、便利なんです(笑)、でももしそういうものがあれば、昔からあんまり憲法については発言されていらないということがわかるはずなんです。そうだと思うんです。

それなのになぜこのときに、「平和憲法」というようなことを言われたのか。その後憲法について発言される機会も幾度かあって、ほかの専門の知識人と違うかたちで、ずっと思っただけだったというのわかるんですけど、そのところをもうちょっと伺ってみたいと思っただけです。僕の話は回りくどくて、長くなっちゃってすみません(笑)。吉本 いや、何をお話ししたらいいか少しわかったように思います。

僕もね、突然「戦争と平和」という、トルストイの小説みたいな題でしゃべらされたことがあったんですね。そのとき、やっぱり両方とも恥ずかしいわけですね。特に平和というのには口にするのがなんとなく恥ずかしい。そこでぼくが言えたことは、戦争というのは万人共通な面があるだろうが、平和という概念には、個性性しかない。自分は子供を育てる

●最新刊  
**資本主義と横断性**

ポスト戦後への道標  
杉村昌昭著  
ドゥルーズ＝ガタリ研究の第一人者が贈る現代思想文化論。松本清張、安部公房、村上春樹からシリーズ、サルトル、トロツキー、『シンドラのリスト』まで、文学、思想、政治、映画、事件を走り抜ける越境的批評。税込2884円

●5月刊  
**戦後50年100の肖像**

芸能・スポーツ・政治・文化・皇室  
文・天野恵一 絵・貝原浩  
敗戦から50年、マッカーサーから中島みゆき、大江健三郎まで、戦後史をいろどったさまざまな人々。貝原浩の描く100の顔に天野恵一の戦後政治・社会論を構成した戦後50年絵巻。 予価1300円

●5月刊  
**約束された発展?**

国際債務政策と第三世界の女たち  
M & J. F. ダラ・コスタ  
第三世界の開発を女性と再生産労働の視点から読み解く。国連の女性問題で最も重点のおかれている開発と女性問題の入門書。 税込2557円  
『家事労働に賃金を』  
M. ダラ・コスタ著 税込2060円  
『愛の労働』  
J. F. ダラ・コスタ著 税込1880円

●インパクション92 6月刊  
**在日「外国人」の半世紀**

梁石日、鶴飼哲、富山一郎、金富子、ぱくいる、池田浩士  
特集2・オウム問題を考える  
杉村昌昭、伊藤公雄、池田浩士、藤本和貴夫、千代丸健二、浅野健一、その他資料多数。

**インパクト出版会**  
東京都文京区本郷2-30-14(発売・イザラ書房)  
☎03-3818-7576 FAX03-3818-8676

のが平和だと思っていればそれしかないし、また別の誰かは恋愛をして結婚するのが自分にとって平和だと思っているのであれば、それしかない。そういうのはみな個別的で、「平和」という統一概念は、あるかもしれないけれど、僕にはちょっと力量上それは言えないと思うと言ったんです。トルストイほどの巨人を引き合いにだすまでもなく、「平和」といったら個別的でいいんだ、自分が平和だと思ったら、それは平和なんだと思う以外に、平和があるとは思えないということしか言えなかったですね。

加藤さんと僕が違うところがあるとすると、それは僕の戦争体験からの教訓なんですね。外から論理性、客観性でもいいですが、そういうもので規定されると、自分をうんと緊張させなければならぬときには、自分に論理というのをもっていないと間違えるねっていうのが、そのときのものすごい教訓なんです。肉面的な実感にかなえられないんだということ、戦争を通してみたら、いやそうじゃねえなということがわかったといえますか。

加藤さんもそうだと思うんですけど、僕はもともと文学的発想なんです。つまり、内面性の自由さえあれば、他はなんにもなくてもいくらいいに思っています。だから、僕は、戦争もそれはそれでいいと思っています。だから、僕でもへいへい言いながらやって、それでもいいんだって言う

言語として憲法を読んで張り切ったら、そんなこと言ってるやつは全部だめだということになっちゃうんです。

僕は戦争中、一度も、戦争がいやだっていうか、厭戦とか、反戦かと思ったことはないですね。やれ、やれっていうほうだったから。軍国主義、天皇主義、それでちょっと悪くないと思ってました。大東亜共栄圏で、アジアの民衆を西欧の植民地から解放するのにどこにも悪いところはないと思って平気で育ったわけですから、それ以上考えないんですよ。そうすると僕は、戦争中の自分の対極として、それを批判されたときに得られた平和、戦後自分が強いられる平和というものに対して、ちょっと戦後に育った人とは違う感じを持つんです。これを強いられたんじゃないって、獲得したと考えるためには、どうしたらいいんだということがありました。どう考えたらいいか。なにはともあれ、僕は倫理的じゃだめだ。厭戦でもだめだ。厭戦なんていうのは、すっとなでしまおう。おれ戦争いやだからといってすっとなでしまおう。文学的にいって、人間の内面性の問題だっていうのもだめ。これも経験済みだと思いました。それじゃあなにがあるんだと。いったら、法的な規定なんですね。法的な場合、極端に言って、文学が一番その言葉については奥深いと思うんですけど、その奥深い文学の表現というか、表現のなかに含まれている論理性といえますか、つまりそれが法的言語に還

いましょうか、面白くても面白くなくてもいいんだと、そのくらいにしか思っていなかったです。

ところが、戦後、僕らが反省したことは、文学的発想というのはだめだということなんです。これは、いくら自分たちが内面性を拡大していこうとどうしようかと、外側からくる強制力、規制力といえましょうか、批判力に絶対やられてしまう。それに生きてる限り従わざるをえない、そういう生活をしいられるなっていうことがわかったんです。

だから、戦後民主主義の人たちと、緊張のさせどころが違うと思うんですね。すると、憲法の見え方というものも違ってくる。憲法九条で戦争をしないと決まっているのは、心情の問題じゃないんです。確固たる国家の方向性を定める外的な規定の問題であって、この九条を放棄しないっていうんなら、守らなきゃいけない。でもそれは倫理で守るわけじゃない。戦争はいやだから九条を守りましょう、平和憲法を守りましょうと、そういうことじゃない。憲法九条を守れとか、平和憲法を守れと言っている人、例えば、さっきおっしゃった坂本義和でも、小林直樹でもいいんですが、そういう憲法の専門家でも、全部心情的、倫理的なんです。心情的、あるいは倫理的に、戦争はいやだ、もうこりこりした、だから憲法九条を守れみたいな、そういうところにもっていきま。そういうところが、僕とは全然違う。ほんとうに法的な

元できる部分で、それはそうとう高度なものだと考えるわけです。

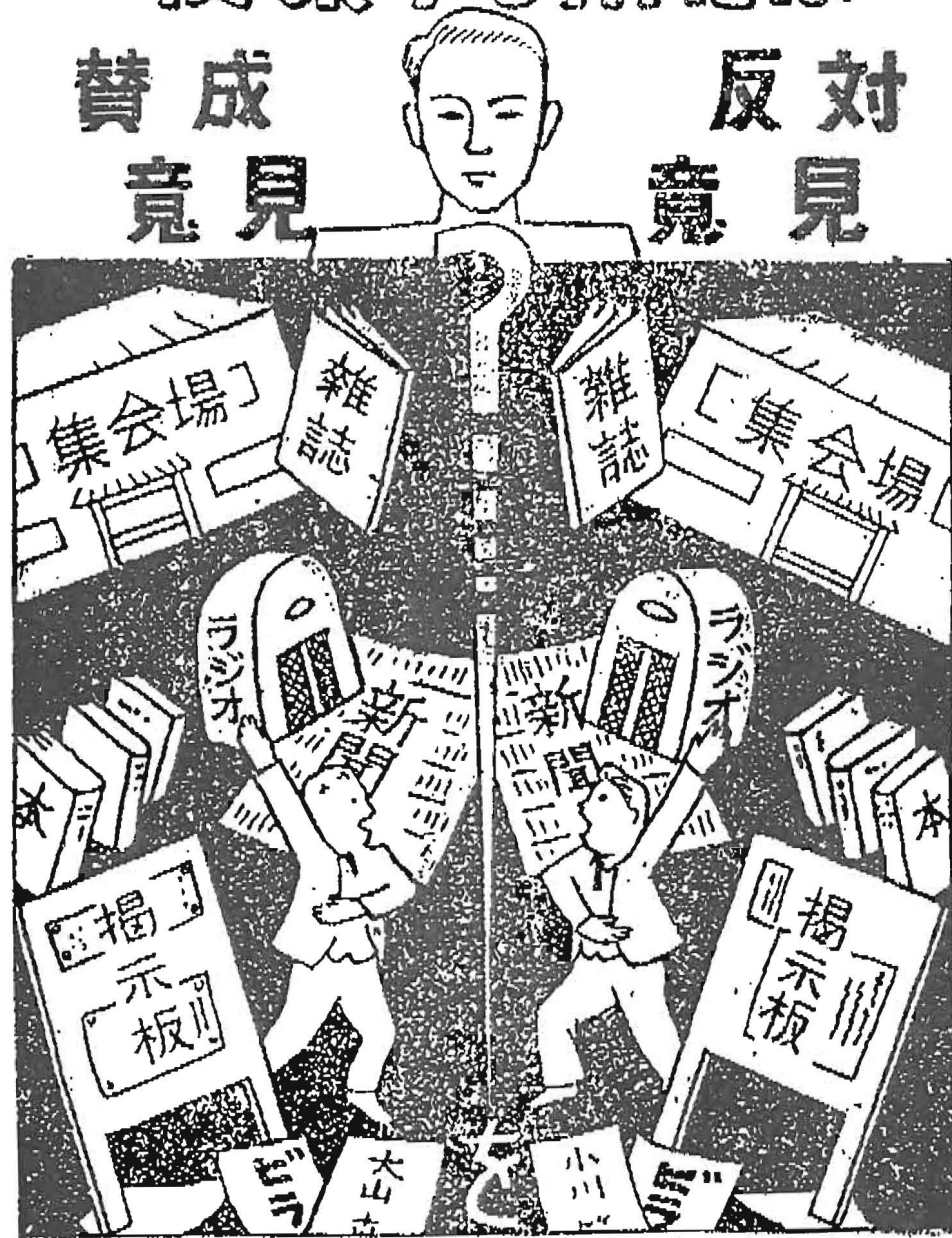
僕は、サド裁判に立ち会ったことがあって、そういう場合、一般的に流通している検事側の論理と弁護側の論理、考え方は全部同じです。検事の論理は、ひじょうに明瞭で、ある作品の中の何行から何行までに卑猥だという描写がされていれば、それは有罪だという。それに対して、われわれが異論を立てるときにどうするかというと、そんなことをいうのは文学、芸術を知らないからだ。その何行から何行までというのも、全体性の中でこれを読めば必ずしも卑猥だとは感じない。あなたたちはそれがわからないんだから、こんな裁判は成り立たないよというのが、それに反対する論理です。

直観的にはこれでいいんだけど、僕は、文学の言語というのには、その時代においては、一番本質的な言語であって、法律もまたこの本質的な言語によって、法的な規制がなされなければだめだと思えます。だから、あなたたちの論理は本質的な言語でなされていません。何行から何行まで誰がみたってこう書いてあるから有罪だというのは、ただ単に、いわゆる実証的といえましょうか、実用的な言語の次元で言っているにすぎない、文学の言語はそうじゃない、とこう言いたい。

何行から何行まで確かにそう書いてあろうと、全体を

# 投票する前には

賛成意見 反対意見



よく判断して  
じぶんの考えをきめよう

文部省「あたらしい憲法のはなし」

だときにとり感ずるかというものは、それだけをとりだしたときは違う。読む人によっても違っちゃう。それはどうしてかというところ、そこに書いてあることを、本質的な言語で読もうとしているからなんですね、すくなくとも無意識的には。そうすると違っちゃう。

だから、法律だって本質的な言語で述べられなければ問題にならないと、僕はそう思うんです。これを相手にわからせるのは難しいです。でもたとえ、それでも、文学の言語のなかには、無意識の、本質的な言語、その時代の水準における本質と思われる言語があるから、法律もそこまでいかなきゃうそだと主張すれば、ちょっとは話が通ずると思います。僕が、サド裁判で主張したかったのも結局そういうことだったんです。

それは、いまの憲法第九条の問題でも同じで、護憲だとか、平和憲法を守れとか言っている人たちが読んでる九条と、ぼくが読んでる九条は違うんですよ。言葉、少なくともぼくは頭だけは九条を本質的な言語で読もうとしている。そうすると、村山みたいなやつが「自衛隊は合憲である」と解釈いたします」とかひょろろといっちゃうでしょう。それは、言葉というものの使い方とか、読み方を知らないかと思えない。平和とか、戦争しないという言葉に、どれだけの血が流れたか、どれだけの人が踏まれてきたのかということ

が読めないわけです。つまり、実証的にしか読めないんです。だけど、ぼくらはそう読んでないんですよ。本質的な言葉で読むわけ。その言葉の対照には血を流して死んじゃったやつとか、そういうものが全部イメージのなかにあるんです。

それは、つまり言葉の理解が違うんですよ。本質的理解というものと実証的理解、事実こう書かれているんじゃないかという理解とね、まったく違うことなんです。だから、自衛隊は合憲と認めますなんて、そのほうが現実合ってるなんて、そんなこといっちゃう。つまり言葉に対する感受性が違うんですね。そこを、僕と他の人のいう護憲と混同されるのはいやだと思っわけです。つまり九条の読み方について間違えるのはいやだよというのが、ぼくらにはあるわけです。

## ●戦争をなくすには

竹田 戦争に反対するために、同じ平和憲法をもってくるにしても、他の護憲の人たちと吉本さんはさうとう違いがある。他の人の平和憲法を守れというのは心情的倫理的だけれども、吉本さんは、憲法というものを本質的な言葉として考えているということなんです。そのところ、吉本さんのこれまでされてきた仕事を勘案すると、わかる気もするんで

すが、率直に言って、よく区別がつかない面もあります。どういうふうに区別がつかないのかというのを言ってみます。

これは前のところでもすこし言いましたが、日本はヨーロッパの列強と喧嘩して負けて、お前はもう喧嘩してはいけないということ、手を縛られた。日本はたまたま手を縛られて、戦争が出来なかった。ある意味でそのことが日本にとって幸運になったんで、おまえはもう喧嘩するなといった父親のような存在のアメリカの保護の下で、戦争しないでうまくやってこれた。ところが今度は逆に、親分たるアメリカが、おれだけひとり喧嘩出来る状態ではまずいから、おまえもやれといって軍備を持たされそうになっている。それが今の状況ですね。

それで、護憲派の人たちに対して僕が思っているのは、心情的に、平和が大事だ、日本はあんなひどいことをしたから二度と戦争をしないとっているだけでは思想的には弱い、ということですよ。つまり、日本は先の戦争でアジアに対して、ひどいことをしてしまったという一種の贖罪意識から、絶対的に平和憲法を守れと言うだけで、戦争に対する責任を果たしたかのように思っているとしたら、そこには欺瞞があるんじゃないか。

吉本 それはそうです。

竹田 すると、僕の考えでは、日本は絶対に戦争しないぞ、

で消えてしまうような気がします。僕は吉本さんと他のいわゆる護憲派の人たちと一緒にする気はまったくありませんが、それは日本が戦争によって得た唯一の成果で、これが戦争をしないことの根拠になる、というかたちだと、そのままは呑み込めない感じがするんです。

吉本 どうやったら戦争をなくすことができるかということ、いろいろなこと考えられるんですが、日本の場合でいえば、せっかく憲法第九条に非戦非武装の条項があるんですからね。僕の言い方をすれば、国軍をもたないということは戦争をしないということの大前提として成り立つと思います。九条というのは国軍をもたない、国家が軍隊を持たないという規定ですから、これはやっぱり戦争をなくすための大前提の条件じゃないですか。

竹田 絶対非戦の考え方で追い詰めいくと、もう皆殺しに

という考えよりもっと大事なものは、現在、世界で戦争が起こらないための条件をどう考えつめることができるか、ということになります。これは自分で何度も確かめたくなるんですが、なぜ日本のいわゆる進歩的な人たちは、「日本は絶対に戦争しない」というかたちで考えて、戦争が不可能になる条件をいかに作り出すかというかたちでは考えないのか、とても不思議なんです。だけどこれに思い当たるところがある。

ぼくら在日朝鮮人はたいがい被差別感から出発するんですけど、差別を小さくしていく客観的な条件を追いつめる方向ではなく、いかに自分の民族としての誇りを身につけるかという方向で考える。そしてそれはじつは本来の問題からは一番大事なのを外している。この方向はまず自分の欠損感を打ち消すことに力点がかかってしまっていて、そのために本質的なものを外してしまうわけです。

そこで、率直に言いますと、平和憲法がたまたまアメリカから与えられた。僕もじつはこれは簡単に手放さないほうがいいという考えです。人がくれたものでも自分にいい形で役に立っているんだから、起原の正当性をそれほど問題にする必要はないと思えます。だけど、これは戦争によって日本が得た貴重な獲得物で、絶対に失ってははいけなないと考える、それは、人間と社会、人間とルール、人間と憲法といったものの関係を普通の人々が持ち直すという問題が、どこか

なっても、それはそれでしょうがないという考えが一つあると思うんです。それを最後の後ろ楯に置いておく。けど実際にはまずそんなところまではいかない。有力な先進国の一つが絶対平和主義を貫くことを宣言すれば、それはやはり世界の平和維持に対していろんな効果がある。そういう考えですね。だけど僕はそれは考え方として弱い気がします。

どういうことかという、うちは絶対戦争しませんというのは、いわば国民に対して、ひとつは戦争で利益を求めるとはやめようと言うことですね。もうひとつは万が一攻められたら多少のものはくれてやろうと言うことですね。僕はそういう考え方が受け入れられるための条件があると思います。一番大きな柱は二つです。社会が民主的、市民主義的になって、政権が圧倒的多数の国民の合意なしには簡単には軍隊を動かさないということ。それから生活水準が上がって、国民

第16号

特集 新日本凸凹大戦

世の中とプロレスしながら思想する雑誌

# 紙のプロレス

絶賛発売中!! 定価770円

超豪華講師陣

道徳 ● 後藤達俊先生  
国語 ● 田中秀和先生  
英語 ● マサ斎藤先生  
給食 ● キラー!カーンさん  
音楽 ● 橋本真也先生

春期特別講習開講中!

※お近くの書店でお求めください。

発売：(株)ワニマガジン社  
TEL 03 (3357) 2911  
〒160 新宿区内藤町1番地  
発行：(株)ダブルクロス  
TEL 03 (5992) 3240  
〒171 豊島区南池袋2-33-6  
大同ビル3F

が多少の損失と生命の危険を取り替えるのがばかばかしく思えるようになること。つまり、コスト的に戦争遂行に歯止めが掛かっているということ。そういう条件のもとでは、絶対戦争しないという考え方は受け入れられる可能性がある。ただ、経済的に非常に苦しいとか、専制的であるとか、危機感があって、国家アイデンティティを強く必要としているような国では、この考え方は絵空事ですね。

すると、いまあまり戦争しないで済むような先進国と、ひょっとしたら戦争でもしかならないような条件におかれている途上国間との関係が問題になると思います。憲法は国の大きなルールですが、原理としてそれは一部の理想主義的な人たちの考え方ではなくて、多くの人間の平均的な考え方を反映するものでなければ意味がない。つまり、国家としてこうあるのが理想なんではなくて、普通の人にこう考えていけば戦争は起こりにくいぞ、という考え方を提示していかないとそれは考え方の基本にはならない。つまり、一国が平和主義を貫いてそれを広げていけばしまいに世界は平和になるだろうというものは、ふつうの人の現実感覚をあまり納得させないと思います。

だから、絶対平和主義とかいうのではなくて、まず先進国と途上国の格差を小さくしていく。そのことでいま起こっている、あるいは起こりうる戦争を拡大しないようにしている。それはやはり個人対個人でもそうじゃないですか。ぶん殴られてもがまんするというのもありうるし、この野郎と思って殴り返すこともある。そんなことは、ぼくはちっとも言ってない。そういうことじゃないんです。

九条というのは、要するに国家の制度的規定と言いましょるか、法的規定と言いましょるか、国法的規定と言いましょるか、憲法的規定と言いましょるか、なんでもいいんですけど、そういうものであって、国家としての軍隊をもたない、国軍があるかないかということとは戦争をしないということの大前提だということなんです。戦後の日本のいままでのことを考えれば、いくら自衛隊が発達しても国家間戦争というのはまあまああしなくて済んでたわけですから、国軍をもたないってことは戦争をしないということの大前提なんですよ。相手が攻めてきて、どうするんだということとは、喧嘩しなくなったらすれればいいし、逃げようと思えばそうすれればいい。それでいいんじゃないでしょうか。それはそのときのことであって、それを民衆の具体的な次元で想定すること、あるいは規定することは間違いじゃないでしょうか。そのとき集まった人が、自分らはやろうと思ったらやればいい。それは個々でやりうるわけでしょう。それは、九条が戦争をしないということにとって重要だよという考え方は矛盾しないと思います。

く。そういう考え方のイメージとプランをはっきり作り上げて示すことが大事なので、そうすれば、いわば理想を実現するために先進国の人間が立派な善人であることを要請されるというのではなく、戦争を避けるためのコストを互いに負担していくという形で、少しずつ進んでいくはずですよ。そういう限定の上で、軍隊を持たないとか、戦争をしないということをあえて引き受けたほうがいい。だから絶対平和主義でいい、どんな戦争にも反対という言い方だと、一般の人にはそんなこといってもちよっと絵空事じゃないかという感覚が溜ってくる可能性がある。もしそれが溜ってきたら、もうその時点で思想としては決定的に負けなんですよ。

吉本 僕は別に平和主義じゃないですよ。つまり、九条を保持するということは、絶対平和主義だと思っていないわけ。ただ要するに、国軍をもたないこと、国家が軍隊を持たないことだと思っただけなんです。そうすると、どこかから攻めてきたらどうするんだ、個々の国民は無抵抗のまま殺されるのかというと、そんなことはないんですよ。そのとき、丸太ん棒で喧嘩するかもしれないし、どこからピストル借りてきて、相手と戦おうとするかもしれない。いのちのやりとりっていうのはありうるわけですよ。これをはじめから規定することはできない。そんなことは自由じゃないですか。そんなことは自由だし、あらかじめ決めることはできない。

竹田 なるほど。吉本さんのおっしゃる国家と僕の考えている国家のイメージが多少ずれているところがあって、僕の都合、軍隊についても国軍ではなくて、その社会の、なんていうか、市民軍に近い。つまり、憲法をきちんと考えるということの前提には、国家そのものをそういうものとして考え直せるはずだということがあるわけです。

吉本 国家とはなんだという場合に、発達した国家、近代的な国家というものの典型として、その条件の一つはやはり国軍をもっているということだと思っんです。そうじゃなくて、どこかが攻めてきて、そのとき空気がなんかもってきいて、どうしてもこれは黙って死ぬわけにはいかんとなったときに、ある意味の武装力がふつとできちゃうというのも具体的にはあるけれど、それは国家の条件にはならない。それとは違うところに、国家の、政府の指令であれば海外派兵もできる、戦争もできるっていうような、国家がつくって自分たちが動かせる軍隊をもっているということは、近代国家というもののもとも大きな条件だと思います。だからやっぱり国家というものが国軍をもたないことが、国家対国家の戦争をなくす条件だと思います。

その続きで言うと、もう一つ僕が考えていることは、国家を絶対化するなということなんです。絶対化しない条件は、国家を開くということだと思っんです。国を開くという



ことには二つの意味があつて、まず、国民、民衆に対して開いてるということ。それから、国際的に開いてるということですね。国際的に開いてるというのは、欧州共同体が一番良い例だと思いますが、つまりある部分だけは、国境なしにいろいろじゃないのというふうに、全部じゃなくても部分的にできることだけでも国家を外に対して開いていく。それから、国民に対して国家がといいますか、政府が開いてなくてはいけない。こちらの場合は、例えばリコール権を国民が持つようにすればいいです。

国家が半分でもいから開くという条件と、それから国軍をもたないという、その二つの条件があれば、まずさしあたって、戦争を避けることができるんじゃないか。ぼくはそう思うんです。日本だけがそんなことやっちゃってしょうがないじゃないかといわれれば、そのとおりですけれど、せめて、日本ぐらいは積極的な意味でその二つくらいやればいいじゃないですかと思う。折角その一つの条件はなんとかあつて、戦後やってきたんだから。

戦争を防ぐことに対しては、いろんな人がいろいろ考えて、結局みんな絶望するんです。そんなことは不可能じゃないかって。ぼくが一番、そういうこととことん考えたなと思うのは、シモーヌ・ヴェユという人で、彼女は、戦争と革命とは裏腹じゃないか、革命をやればいいというけれど、

タートラインが作れないというのがあつたんですね。先ほども言いましたが、きっかけは湾岸戦争のときで、僕は、そこで産地直送というか、じゃあおまえ平和というものをどう考えるんだと、そういうふうなことをつきつけられたように思った。憲法なしにですね。憲法を守るとか、平和を守るとかってことよりも、戦争をなくすということはいったいどういうふうに考えればいいのかっていうふうな、竹田さんがいま戦争をなくするにはどうしたらいいかみたいなことを言われたけれど、それと近い感じですね。

それで今度は逆に、憲法の問題になぜ僕がぶつかったかという、平和ヌキで法というものにぶつかった。僕の中で、ちよと吉本さんが八月十五日にぶつかったようなことが、微弱に、何倍にも薄められて起こったというふうな感じもするんですね。社会とか考える場合にも、僕はすごく文学的な

それは戦争をすればいいということと同じじゃないかというんですね。国家と国家が戦争したときには、民衆は自分の国家が敗北するように振る舞えばいいというふうなことを、レーニンとかはいうけれども、それは相手の民衆に滅ぼしてもらうということで、それではちっとも解決にならない。それで、彼女が最終的に考えたことは、肉体労働と頭脳労働が分かれている限り、戦争が無くなるということはありえないという結論に達した。結局絶望的なんですよね。

僕が今言いましたような戦争をさしあたって無くすための二つの条件、つまり、国軍をもたないということと、それから国家を開くということも、実際出来るかどうかということじゃなくて、僕の頭だけの問題、ただ言葉の問題です。言葉の問題ですけれど、ぼく自身であえて言えば、とても緊張した僕の言葉の問題です。せめて憲法にその二つが書きこんであれば、かなり実効力があるんじゃないかと僕は考えているんです。

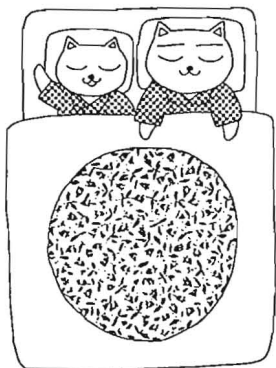
### ● 憲法の言葉

加藤 今のお話をうかがっていて、吉本さんと僕とはこういう問題に関心をもつようになった筋道が入れ違いになっているところがあるように思いました。僕は、平和のことを考えるときに、憲法の問題としてじゃなく考えるんでないと思

人間なもんですから、文学というのはけっこう楽じゃないか、口に含むとけっこう甘いなと思えてきて、吉本さんが思われたように文学はだめだとは思わなかったんですけど、逆に自分の中の文学みたいなものを鍛えたいというか、甘くなっちゃっていやに感じられた部分をなんとか排除したいという気持ちがあつたわけです。

それで、先ほど吉本さんは、九条を本質の言葉として読むと言われたけれども、それはそれとして聞けるんだけれども、それは中国でも言われているような革命の一代目の中で生きる革命というか、少なくとも戦争を経験した人の中では、九条とは何かということは説明も、釈明も必要としないものであつて、そこから出発するしかない。そういうこととどう違うのか、そこがよくわからない。けれども、自分の場合は、吉本さんはこうだから自分もそれでいいこうと、そうい

ねいぢるるいどん  
技術・ミルキイ・ソバ  
絶賛発売中  
1000円



いもほり  
友沢三三三著 \* 1000円  
株式会社 青林堂  
〔営業部〕  
〒101 東京都千代田区神田神保町1-62  
☎03-3291-9556  
〔編集部/経理部〕  
〒101 東京都千代田区猿樂町2-7-6  
浅野ビル201  
☎03-3291-2495代

うわけにはいかない。全然別の問題の立て方をするしかない。憲法が、社会に繋がるべきの関係回復の鍵だっている。発想からいいますと、僕には、その問題がそもそもそういうものを起点としてあるわけなんです。

それとは別ですが、吉本さんが九条をてがかりとしてそこからはじめられるんじゃないかと言われたことでちょっと思ったのは、第九条というのは、いつてみれば、僕はプロレタリアート独裁という条項とすごく似てるなと思う。あれは本当は暫定的にあるだけで、最終的に国家が無くなるとその条項も必要なくなるはずなんですよ。本来はそうであったものが、定常化されちゃった。第九条というのも、吉本さんが読売試案の批判で、自分だったらこう書き換えるというので、第三項というのを作ってでしょう。現行憲法を引きついで第九条の第一項、第二項に続いて、第三項として「前項①②の理念を達成するために、参加しているあらゆる国際機関を通じて、具体的な非武装・非戦の提唱を積極的にする。」要するに、これを実行するためにいろんな働きかけをする。この第三項がなかったら、ほんとうに第九条は意味を持たないと僕も思うんですよ。ところが三項がぬけたまま、定常化しちゃったというか、固定化してるみたいなのがあるんじゃないでしょうか。で、思うわけですが、これをこのままで、いいといえるか、つまり、この第九条をどう

だから、軍隊も、これは人を殺すための集団なんだから、命令系統があって、この組織は手のつけようがないから、シビアン・コントロールをするというのでなしに、軍隊という組織そのものがもうすこし開かれる。軍人の生活を市民化する。現実にはそんなことができるかというとなかなか難しいけれど、考え方としては軍隊がシビアン化するということも考えられる。この話するのははじめてなんです。吉本さんがさっき、市民軍云々と言われたので、このあたりのことについてもお尋ねしたいと思います。

吉本 法的な言葉、法の言葉ですね、その言葉に対する認知の仕方が僕と加藤さんでは、違う気がするんですね。例えば、憲法に「天皇は国民統合の象徴だ」みたいなことが書いてあったとしますね。書いてあったとしても、ふだんの生活してて、あれは象徴だ象徴だと思って生きてるわけではないです。けれども、法的に書かれている、表現されているということは、ものすごく重要だと僕は思っているわけですよ。それはちょっとすごくこわいことなんだというのがあるんですよ。つまり、実効力を発揮するかどうかというのは個々具体的な場合によるけれども、法的な規定がある、条項として書かれているということの意味は、たんに架空の言葉が書かれたってということじゃない。法的言語、つまり、法という言葉は、狭くいえば法律という意味でも日本人は使うし、もっ

するか、第三項が必要なんじゃないか、という憲法への対し方と、これを本質的な言葉として受け取るという対し方とは、本来共存できるものなのか。何が対し方として逆のもの、一方は不可侵、他方は可変のものとして見るといって、この違いがあるような気もするわけです。

もう一つ、別のインタビューで、先ほど言われた国を開くということの他に、軍を開くということも言われていました。それはどういうことなんですか。というのは、僕は、軍人に対する否定が軍隊をもたないということでは、否定にならないんじゃないかという感じがするんですよ。例えば、暴力団を撲滅しようとした場合、暴力団が社会からすっかり排除されていなくなればそれでいいかというと、そうではなくて、社会が暴力団の連中を飲み込んで消化するということか、暴力団が内側からほどこけてくるみたいになったときにはじめて解決するという感じがするんです。それから、マイク・タイソンなんて、監獄内で携帯電話で連絡をとってたらしい。そんな話をジョージ・フォアマンを取材した沢木耕太郎さんに聞きましたが、日本というものはとにかく、刑務所の拘束性がきついわけです。この場合、何か局外地を作ってそこに軍とか暴力団を押し込むのじゃなくて、大事なものは、この監獄を開かれたものにするって感じをもつわけです。

と狭く言えば、規定というか、なににすべからずというのを法と言ったりするわけです。けれども、もっと広義にとると、そういう考え方はヘーゲル、マルクスに僕は負うわけですから、宗教とか、風俗習慣とか、それを全部ひききつている言葉が法的なことばだと思えます。ですから、ものすごく重たいものであって、憲法にこうかかれてるからこうだというのは、ちょっと僕はちがうと思います。

加藤 それはやっぱりよくもそこは違うと思うんですが、僕の場合、ぼくはそういうことをずっと考えなくて最近、ある意味では憲法との関係についてよりもっといえば法についていうふうなものをね、ばかにしちゃいけないぞっていう感覚をもつわけです。もちろん僕にとっては、この法ってものがただキマリが書いてあるのと違うっていう感覚が法の感覚の中身で、それはこれと違うと、自分の社会とか、国家とか、世界とかとの関係が結局とれないんだという了解ですね。

吉本 それともう一つ、九条がどうかこうとか言っていた、現に自衛隊というものがあるじゃないかって言われたかたをするでしょう。加藤さんの言われたことを敷衍すれば、結局あれボランティアでいいんじゃないでしょうか。市民軍とすらいわなくてもいいんじゃないか。つまり、阪神大震災のときの活動、あれが本筋だっているんじゃないか。

しよるか。ルワンダなんかには派遣して、他国の内戦に介入したりって言うのは、悪しきボランテアって呼ばばいいんじゃないでしょうか。ボランテアの本質を継ぐのは、阪神大震災みたいなときの出動で、本来的にはいいものだという理解をすれば、自衛隊は違憲か合憲かっていえば、非憲ということになります。ボランテアとして存在するわけですからね。こう考えればいいんじゃないかと僕は思うんです。事実、あの災害にいち早く対応したのは、ダイエーの中内功と自衛隊なんですよ。実質上の国軍だっていうのは向こうの勝手で、僕はそれはボランテアたる本質を發揮したと思うんですけれどね。

加藤 ボランテアという言葉は、スペインの義勇軍とかそういうものが最初の用法だっていますね。

吉本 そうすると、ボランテアとはなんだということになるけれど、僕は贈与だと思っんです。贈与の一つじゃないかと。

加藤さんのところには、あなたの本を点字に訳したいんだけど、承知してくれませんかとか言ってきたまかせ。僕のところへはよく来るんですけれど。そのときに、いいですよっていえばそれで済むんですけど、つい言い方が気に食わないんです。要するに、自分も奉仕してるんだから、おまえも喜んで承知しますみたいなことを言うのがあたり前だみ

たいな文面なんですよ。そりゃいいですけど、こころへんに残るんですよ。このばかっていうのが(笑)。ですから、そういうのをなしたに、これはボランテアなんだ、贈与を本質とするとしてしまえば、一番いいんじゃないか。

どうしてそんなに僕が、法とか、法的言語、法的な言葉、法的規定でもいいですけどそういうものにこだわるかという、現在書かれています文学作品をタイプに分ければ二つあって、物語だという面と、もう一つはなんていうか、なんとも名付けようがないんですけど、本質的な言葉で書かれた本質的な小説っていえばかっこいいんですが、極端にいうと、なんかそういうものも一方にあって、それは、法的な言語にどンドンどンドン近づいていくんじゃないか。法的言語というのを理想的なイメージで考えるとそうなります。それが実現されてるかとか、だれが実現したかということは別にして。

加藤 ボクシングには一位の上にチャンピオンがあって、その意味はチャンピオンが秩序、意味の源泉だという感じなんだろうなと思うのですが、文学とはなんだときかかれたら、これだっというふうなものですね。ある基準からみてのいい悪いじゃなくて、これそのものが文学だというふうな。

吉本 そうです。アラビアン・ナイトみたいに、これは物語なんだからそれはそれでいいじゃないの、このせりふの語りとして読むという言葉も、これは希望として読むのではなく、実行規定として読むという意味だと思っんです。

吉本 うーん。はあはい。

橋爪 軍隊をもたないと書いてあれば、我々はそのように実行するということの意味である。そういう重みをもっているということだと思っんです。だとすれば、警察予備隊からささやかな自衛隊をもった段階で、すでに実行規定ではなくって、いた。そもそもまわがっていたわけですけども、すくなくともそれが憲法である以上は、口が裂けても自衛隊が合憲であると言っはいけない。それなのに、その憲法を守る立場の人がそう言ったということ批判しなければいけない。その根拠は、私的な平和主義的な希望にもとるからではなくて、憲法を実行規定としての重みをもつてうけとめていないからだとおっしやった。それはわかるんです。民主主義者で

方はいいいじゃないのっていうのと、もう一つ、法的言語にうんと近いところでこれが文学だよというものがあるような気がするんです。そこらへんのところは言葉の芸術みたいなものといっしょにしちゃってるから、そこらへんがきつと過剰になつてるような気がするんですけれどね。どうしてもそういうところをくつつけちゃってるから。

橋爪 法律は、現実に対する対抗力がある。現実がこうであつても、法がこうであるならば、法に合わせて現実を変えなければならぬという力があるわけです。いまおっしやつた、本質的な文学というのは、言葉そのものが現実を作り出す、たとえ、いわゆる現実がどうであれ、わたしが考える現実はこちらだというんで、現実をつくりだす。そこで似ている、本質的な言語であると吉本さんはおっしやったんだと思っは思う。とすれば、先ほど、吉本さんが九条を本質的な言語

# 詩と思想 ⑥

好評発売中 定価一三〇〇円(税込)

巻頭詩 ◆ 串田孫一・白石かずこ エッセイ ◆ 菊田守 現代詩論 ◆ 廣田國臣 詩人論 天野忠 ◆ 日高滋 小詩集 ◆ 東川絹子 海外詩 ◆ モンゴル ◆ 有馬敏 扉詩 ◆ 吉沢巴 詩 ◆ 今駒泰成 嗟峨恵子・西岡寿美子 岩崎豊市・坂東寿子・戸井みちお・北条敦子・蛭田幼一

グラビア 日本 の 詩 人 ◆ 小川琢士 解説/菊地啓一 相澤等 解説/寺田弘

世界の旅イタリヤ ◆ 西尾君子 今月の詩人 ◆ 井口克己・福田美鈴

寺下昌子・山内龍・竹生淳 詩集受賞作品、受賞者紹介 ◆ 現代詩人賞・日氏賞・日本詩人クラブ賞・日本詩人クラブ新人賞 現代詩創作入門 ◆ 黒田三郎 やさしい現代詩 ◆ 他

\*年間購読ご希望の方は小社までお申し込み下さい(年間十一冊、一三〇〇円)。

## 艾青 Ai Qing 詩集

現代中国の詩人 秋吉久紀夫訳編

艾青—中国作家協会副主席 1985年フランス芸術最高賞受賞

いかなる時代、いかなる環境の変化に遭遇しても、びくともしない姿勢。まさに、艾青の原初的な生命力は、どんな他からの圧力にも絶えることなく、火を噴きつつけるものである。幻の初版本など19冊を底本とし、代表的作品73篇と詩論を翻訳。年譜、著作目録付。

A 5判342頁 定価2987円(税込)

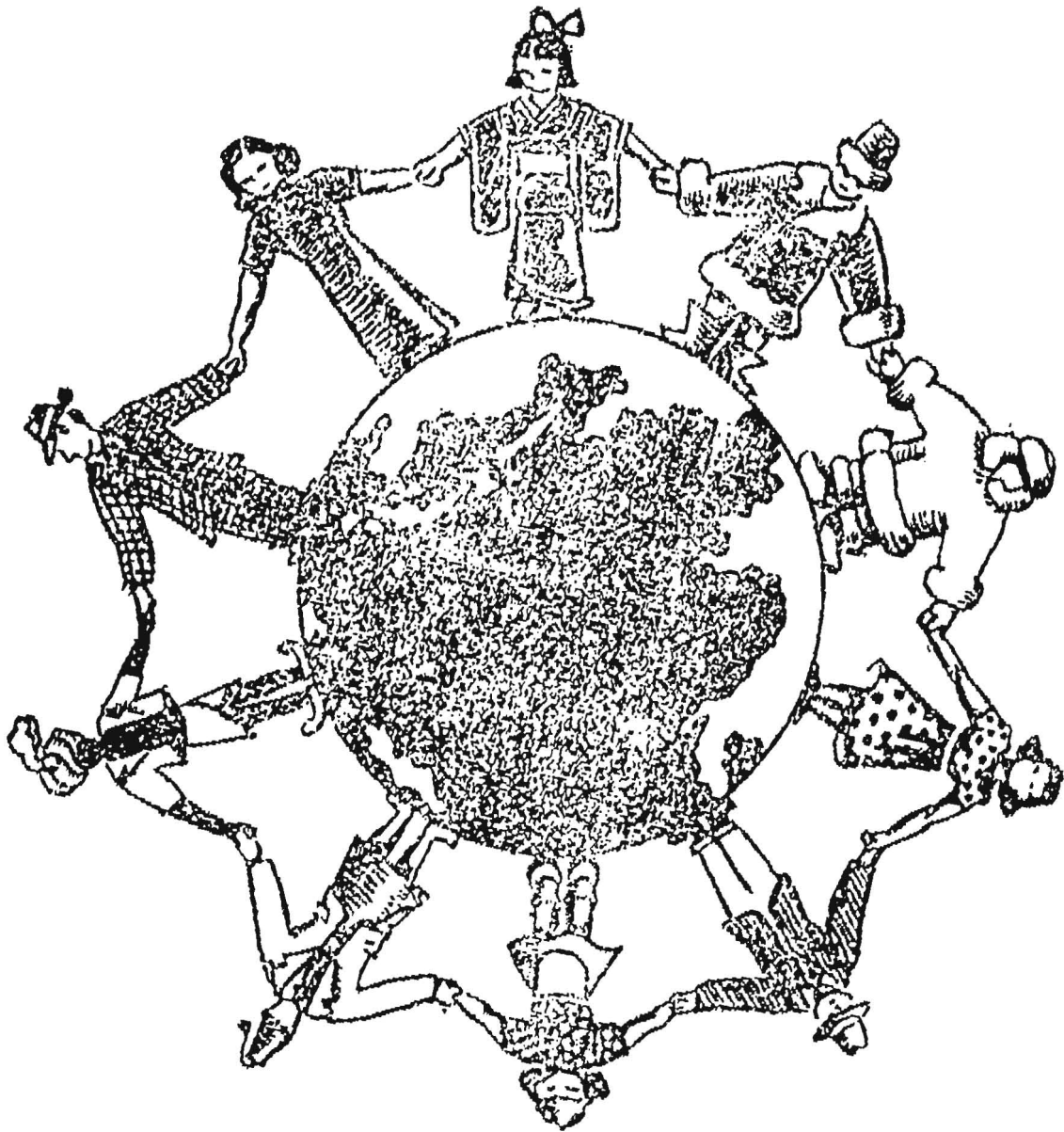
現代中国の詩人・好評既刊  
馮至詩集 何其芳詩集  
卞之琳詩集 穆旦詩集  
陳千武詩集 翻訳特別功労賞受賞  
定価2910〜2900円(税込)

土曜美術社出版販売  
〒169 新宿区西早稲田3-31-8  
03-5285-0730 振替00160-9-756909

あれば、かならずそう言わなければならぬと、私も思いません。しかし、わからない点もいろいろあって、すこし、質問のかたちで、私の考え方を述べさせていただきます。

まず、外国の軍隊に侵略された場合に、自己防衛をする権利というものは認められる。もしそうだとすれば、市民の集合的な意志とかによって、それが組織されて、吉本さんの言い方でいえば国軍、まあ軍隊ですね、という形をとってなぜいけないのか、よくわからない点があるんです。

国家というものの本質として、軍隊をもつことだろうとおっしゃいました。いわゆる国家であればみなもっているわけです。国家が軍隊をもつのはなぜかというところ、それは、一人一人の市民に還元できない、いわゆる意志を国家がもつからではないのだからと私は考えるわけです。国家が意志をもつならば、国家は実現すべき状態という理念を、現実に対して持つわけです。例えば、外国が攻めてきた。それに対して、国家は市民の平和に対して責任があるわけですから、これは望ましくない状態であるからなんとかしようと思ったら、実行力をもたなければならぬ。そのために軍隊をもつてると、こう一応言えますね。侵略のためにも軍隊をもつかもしれませんが、いまそのことは措くとして、まあ、そうした意志と実行力をもたない国家は、国家ではないのではないかと私は思うわけです。その実行力は、市民の自発的努力に



文部省「あたらしい憲法のはなし」

よっては代替できない。一般の人が棒切れや鉄砲をもって立ち上がれば、まず現実問題として軍隊にかなわないし、国際法上、それは戦争犯罪として禁止されています。制服を着て武器を携行し指揮系統をもっているというのが軍隊だと思えますが、そういう軍隊が国際法上の戦争行為をして他国の領域に入った場合、それにその国の軍隊が対抗するのはかまわないんですが、いわゆる市民が武器等を携行して、軍人に襲いかかると、戦時法規によってすぐ処罰されてしまうわけですね。もっと簡単に言うと、殺されても犬死にだし、その場で処刑されてもまったく文句が言えないということなんです。それは逆に、戦時法規によって一般人は保護されるという意味があるわけですから、それだったら、抵抗せずに自分の身体と生命の安全をきちんと保護する道を探ったほうがいい。現在は、そのように国家が軍隊をもつ前提で、戦時法規が守られているわけだから、もしも市民が自発的な権力を行使できるとすれば、それは国家が崩壊してしまった後に限られると思うんです。例えば、日本国の指揮系統が潰滅し、国家意志がなくなり、自衛隊もどっかにいってしまい、目の前に軍隊が来た。自分に危害が及ぶ可能性がある。そういう場合には、抵抗できる。けれど、日本国が国家意志をもっている間は、市民は抵抗してはいけない。それは、国家意志の有無によってどっちかなんですね。

それで、吉本さんのお話を聞いてみると、リコールの問題にしろなんにしろ、国家に意志を持たせない。そういうところに帰着できると思うんです。しかし、なぜ国家が意志をもってはいけないのだろうか。もし市民が、国民全体として国家の意志をコントロールするのであれば、それが自分たちの意志であるならば、なにも国家の意志を恐れる必要はないと思うんです。国家が意志をもつことを深く拒否されるのであれば、なにか理由があると思うんですが、お話をうかがっている、(わかるような気もするんですが、あえて言うところ) わからない。

吉本 いまおっしゃったことはとてももっともだともいえるんですが、国家が軍隊を持つのは、近代国家をとってこれば、それは国家の必須条件の一つだということになります。現存する国家でそういうものをもたないと規定しているのは日本だけだから、日本がその例外であるわけですね。そうすると例外国家というのとはもともと成り立たないという観点からすればそうなんだけれど、ただ国家というのは、民族国家でもいいですけど、あるいは近代国家でもいいんですけど、どうあればいいかという、理想の状態に対する観点を入れると、こんどは逆例的にもっていい、原則としてもってない国家、それが近代国家としては矛盾であるから自衛隊みたいな矛盾した存在があるんですけど、矛盾である

た、そのときの判断で、集合することも、また、逃げることも、単独者になることもまったくどれでもありうる。個々の市民の振る舞い方は自由であって、それが国家意志というものもありかたとはもともとの逆立するものですから、矛盾してもいいし、当然だと思えます。

どういったらいいか。例えば、三人の人間がいて、三人がなにかの雑誌を出すんで、月々千円ずつ出そう決めて三人とも同意をした。同意してはじめた雑誌をはじめたけれど、そのうち一人が都合が悪くて会費を払えなくなった。すると、あとの二人はどうするかという、払えななきゃこっちが補ってやるからいいよというか、払えなければ三人のとりきめから外れてくれるというか、たいていそのどちらかになる。払ってやるからいいよで済んでる場合はいいけれど、問題なのは、お前はルールを守れなかったんだから外れてほしいと

それが生きてくる唯一の例外国家であるということが生きてきます。僕はやっぱり、そういう観点をに入れて、九条というのはなんなのかとさえ、近代国家としては矛盾だと言えるけれども、だれどこれは、逆にいうと国家が将来にどうなるかという問題にたいしては、逆に未来性を持つとそういうふうにかに考えます。マッカーサー指令部、なぜ九条を憲法に入れたかという理由があつて、一つは一種の懲罰あるいは、警戒心からでしょうが、もう一つ、たぶんマッカーサーがそういう声明を発していると思えますが、恒久平和を希求してとか、そういう言葉でいつてると思いますが、やっぱりそういう未来性という観点もそのなかにはいつてると思うんです。僕はそれはそれであまり矛盾じゃないと思つています。

それから、国軍とはなにかという、もちろん国家意志の一つの発現なんですけれども、国家意志というものと個々の市民というものは、僕は必ず矛盾する存在だと思えます。この考えはマルクスに負うわけですけども、ぼくはそう思つて。個々の市民、国民の意志の総和が国家の意志に発現されるのは、ぼくは少しも思つてないです。国家意志は、個々の市民の具体的なあり方とは矛盾する、あるいは逆立してしまう。それが国家だと思つてます。ぼくはそれはそれでいいんじゃないでしょうか。つまり、国家意志を無視するかないかということよりも、個々の市民がそのとき共鳴し

いわれて、個々ばらばらに外れた人です。それは、いま言ってきたことからのいうと国家意志からは外れた人で、それは当然外れるべきものなんで、それが本質だつて僕は思つてますね。つまり個々の市民の意志の総和が国家意志だとはちつともぼくには思えない。国家意志となつたときには、あるいは共同性となつたときには必ず個々というものと、逆立すると考えます。

竹田 いまうかがつていて、吉本さんと僕や橋爪さんとはやはり違う点があるなと思うのは、国家は必ず市民社会と逆立するということですね。そこがさうとう大きな問題だと思つてます。僕の考えでは、近代国家というのは吉本さんが言われるような逆立ということが問題にならざるをえないような歴史的條件をもつていた。だけどもある条件のもとでは国家が市民社会と逆立しないような可能性があるのでないか。ま

6月号・特集★850円(年間10000円)  
**リベラリズム**  
その可能性  
月刊フォーラム  
**FORUM**

編集◆フォーラム90s

日本のリベラルの可能性「市民的政治文化」●今井弘道  
自由主義・社会主義・社会民主主義・田中浩 政治思想  
におけるリベラリズム●伊藤恭彦 ナシヨナリズムを刻印し  
たドイツ自由主義●村上俊介 カール・シュミット没後一〇周  
年●石塚正英 アジア的価値観をめぐつて●越田清和「近代の  
超克」と物象化・廣松渉の關係主義とリベラリズム●大庭健十小倉利丸  
「破壊的な観察」の人・平田清明氏を悼む●若森章孝「政治学研究」動向  
と展望「戦後五〇年」問題①「丸山眞男論」の今日的意義●富田宏治

社会評論社

〒113 東京都文京区本郷2-3-10  
☎03-3814-3861 Fax.03-3818-2808

たその条件をうまくつかんでそれを実現していくという方向が自分たちがいま立っている可能性ではないかと僕は思っているわけです。それは言い換えると、近代国家の「国家性」をどうやって無化していけるかという課題ですね。たぶんそれはルールとか権力とかいうことへの考え方ともかかわってくると思います。

もう一つ言わせてもらいますと、僕の考えでは、戦争をなくすというものは別に最終の目標ではないんです。戦争がない状態が最も理想的な状態とは言えない。戦争がなくても恐ろしい支配や矛盾が存在しているということはありえます。ただ戦争は国家、共同体のナショナリズムにとって、いつも最大の養分になるということです。戦争が起こりつづけるかぎり、ナショナリズムはけっして死なない。戦争はニヒリズムの一形態だから、ナショナリズム、スターリズム、ファシズムといった国家や共同体を全体化し、一体化する力の源泉になるわけです。だけど近代の国家は例外なくこの戦争とナショナリズムの力学の中に巻き込まれていた。国家を開くというのは、だからそこから、全体化する力をどうやって上手く抜き取るかということですね。

すると戦争がない状態が理想なのではないけれど、何とか戦争は相当コストがかかるという状態を作り出すことに意味がある。そのときの展望として、一つ一つの国家がうちは戦

争しません、あるいはいざというときは市民軍だけで戦いますというところで、普通の国民はなるほどそれでいこうと納得するかというと、やはり僕は難しいと思うんです。

というのは、いま国家の中にはルールがない。だから私闘、つまり戦争は禁じられていない。原理的に苦しくなった国家が起す条件を持っているし、またルールとそれを守らせる権力が確立されていない場所では実際に起こっている。その可能性と条件をどうやって少しずつ小さくしていくか。大事なのはその問題の展望を、理想主義的ではなく、つまり個人々々にも個々の社会にも「善人」を要請する仕方ではなく、作りあげることだと思えます。たとえば反差別を押し進めるのに、いちばんまずいやり方は一般の人間に「聖人君子」たることを要請するような仕方ですね。けっして差別の心をもつてはいけません。これを突き詰めると、けっして他人を超えようとする欲望を持つなみたいなことに近づく。そうではなくて、国家や社会や人間の利己性を認めながら、なおかつ戦争を起こさない状態が全体にとって利益であり、コストをかける必要があることを示したほうがいいと思うんです。

橋爪 きょうのお話の最初で、ふつうの人は憲法なんて関係ないよ、そういうふうに生きてるもんだよとおっしゃった。

それはそのまま、私たちの感覚を言い当てている部分があって、それはそういうものだと思う。それからもう一つ、やはり九条というのは、やはりこのまえの戦争の非常によい、唯一のといってもいいくらいの獲得品であって、これはいいものだよというおっしゃり方もあったと思うんですが、それもある意味でわれわれの感覚だと思えます。ところが今、それが実行規定として骨抜きになりかかっている。それを、他の国もこうしたらいいでしょうという、世界に向けての未来性をもったアピールによりみえらせるためには、戦争のどさくさでたまたま与えられた獲得物ではだめだ。憲法には関係ないよと相談して、面倒ではあるけれども、逆立するかもしれないけれども、国家意志というものをこしらえて、私たちは例外かもしれないけれど国軍はもちませんと、自分たちで憲法九条を規定し直す。あるいは、制定された憲法はたまたまあったけれど、もう一度国民投票みたいなかたちで確認しましたとかですね、そういうふうなことがないと、吉本さんのおっしゃる意味でのインパクトというのを持たないんじゃないかという気がするんです。その点については現状でよいとお考えでしょうか。

吉本 いや、それはおっしゃるとおりだと思いますよ。どうしてもその過程がないとだめじゃないかな。一番よくないの

は、国会の答弁で、合憲と認めますみたいなことを言ってしまうことです。そう思うんだたらちゃんと、国民投票とか総選挙で国民に問わなければならぬと思います。その結果、国民のほうは、いっこう九条なんかいいと思わないとそういうふうになったら、それはまたその状態でいくよりしょうがない。僕はまたずっと啓蒙的に粘り強くやっていきますが、いずれにしても国民の合意はなんらかの形で問わなければならぬ。それはおっしゃるとおりだと思いますね。

加藤 僕の場合、そういうことをやらないと、いまの時点で憲法と人間との関係が回復しないっていかね。僕が憲法について考えてみた、その最初の僕の問いは、おそらく、憲法っていまだどうなんだろうじゃなくて、なんで憲法は自分に関係ないんだらう、いままで関係なくこれたんだらうというものだった。なんか自分と憲法を関係づける橋が一つ落ちていた。吉本さんは九条は本質の言葉として獲得した戦利品だと言われるけれど、僕と吉本さんでは、憲法に対する関係が違ふということ、それは別にいいと思うんです。それはある意味では当然かもしれない。ただその断絶を越えるなにかがないと、座礁した船をもう一回浮かべるために水位を上げるみたいなことをしていかないと、だめなんじゃないか、とは思ふ。

それと、やはり今日の吉本さんの憲法を本質的な言葉とし

て受けとめるという発言(笑)。これを本質的な言葉として受けとめることとこれを実証的なコトバとして受け取ることとは違う、という発言ですね。こうした形の護憲派、憲法学者批判というのは、これまで吉本さんから聞いたことのなかったことで、こういう観点はいままでも他の誰からも聞いたことがない。いま十分に理解できているか心もとないのですが、少し衝撃を受けているということはお伝えしたい。ただ、やはり、憲法を本質の言葉として受け取る理由、根拠がほくの場合は何なんだろうと思う。文学だけでいいのか。文学だけじゃやっていけない、という話も、これに関係してくる。竹田さんは国家が市民社会に逆立するかどうか、というところで加藤はどうかかわらないかと除外してくれましたが、僕はここでたしかに自分の分裂を感じますね。僕の中のアウトローの、「関係ねーや」の声に対するアンビバレンツ(錯綜感情)です(笑)。あと、憲法を本質的な言葉として読むという可変のものとして読むというのは、お話を聞いて両立するものとして吉本さんが言われているのがわかりました。ここにも分裂はあるかも知れないと思いますが。

竹田 先ほどの吉本さんのなんらかの国民的合意が必要だという発言で、いっぺんに距離が縮まったような感じがします。最近、朝日新聞にも書いたんですが、レヴィナスという人が、戦争についてすごくおもしろいことをいっているんで

く同じなんですね。戦争をいかになくしていくか。差別をいかになくしていくか。そこで理想的な言葉しか使えないと、つまり、もし平和が大事とか、差別しない心が大事とかしか言えなければ、思想として敗北につながる。なぜなら、それは人間に理想を欲求するために、必ず現実の客観性の前に挫折する。そのことで結局いいこと言っても現実はその甘くないとか、理屈は現実とは違うという一般の人間の現実感覚をますます強固にするわけです。何やかや言っても結局はうまくいかない、現在では思想は、人々のそういう感覚と戦わなくてはいけない。自分たちの国家のあり方をどうやって開いていけるか。それがたぶん憲法を考えるとこの眼目だと思わうんですが、こういう条件を作り出せたら、必ず国家は市民的なものになる原理がある。そういう条件を追いつめて、明確なかたちで示すことができるかどうかが重要なのではないか。最近の文学や思想の状況を含めて僕はいつも思うんですが、日本の戦後思想は、やはり基本的に理想主義的に考えてきた。それはたぶん戦争という犯した罪を打ち消したいという動機によるので、そのことでますます思想が現実から離れていく。そろそろずっと続いてきた悪い空気を入れ換えなければいけないのではないかと、そう思います。

(記録・構成 秩父啓子)

す(『全体性と無限』)。戦争とはなんであるか。それは現実の現実性を象徴すると。どういうことかというところ、戦争が起ると、なんやかんや言っても、世界は力の論理で動くんだという感じを一般の人にいわばいやおうなく押しつける。個々の人間は戦争はいやだ、戦争はしたくないと言わねども、戦争が起ると一種絶望感をもち、個々のこのころの内側で現実には対抗できないと感じる。結局、現実には力の論理で動いているんだなあ。戦争というのはいわば、世界のさまざまな客観的な必然性をいわば露出、露呈しているわけですから、一般の人は世界というのはいわばそんなものだと思ってしまう。従って、戦争という事態に対抗するためには、戦争という客観性に対して、個人的な理想主義で対抗してもだめで、戦争がもつてくる客観性を越えるような普遍的なものによって対抗しなければならぬ、とレヴィナスはいわけています。僕はこの言い方はとてもいい言い方だと思えます。ただレヴィナスの普遍的なものというのを掘り下げてみるとちょっと異論もでてきて、すぐに賛成できない面もあるんですが、しかし、考え方としては、つまり、レヴィナスの言い方で大事なものは、なんやかんや言っても、結局こうでしかありえないという一般の人間の現実観をどこかで溶かして、動かしていくことだということですね。

さっきも少し言いましたが、それは差別の問題でもまった

■お詫びと訂正 前月号の文章中、左の誤りがありました。ここに訂正し、筆者ならびに読者の皆様にお詫びいたします。

・加藤典洋氏の文章「失言と癒見」中、20頁上段15行「オモテとウラの……である。」の一文、および24頁上段3行「ここに……である。」の一文は校正ミスにより、誤って掲載されたものです。正しくは削除となります。

・また、同文10頁の「『タテマエとホンネ』字解変化年表」中、「大言海」の出版年、一九一九年は誤りで、正しくは、一九三二〜三五年、富山房より全4巻で刊行。(武藤康史氏よりご指摘のおはがきをいただきました。ありがとうございます。)

## 次号予告

一九九五年八月号  
六月二七日発売 定価八〇〇円

### 特集 戦後検証④ ナシヨナリズムとリベリズム

- |                       |       |       |
|-----------------------|-------|-------|
| 石橋湛山からの国家観            | …………… | 加々美光行 |
| ナシヨナリズムとリベリズム         | …………… | 阿満利磨  |
| 近代女性史にとつての国と自由        | …………… | 加納実紀代 |
| 竹内好の魯迅観を読みなおす         | …………… | 大沢真幸  |
| 武田泰淳の司馬遷を読みなおす        | …………… | 黒川創   |
| 戦争論・平和論(インタビュー)       | …………… | 堀田善衛  |
| 丸山真男の側面               | …………… | 市村弘正  |
| 「思想の科学50周年に向けて」記念講演より | …………… | 鶴見俊輔  |
| 「かえりみて他をいう」           | …………… | …………… |